

国民の声に対する対応状況(平成27年度下半期分)

対応可能なもの

(4件)

【意見・提案の趣旨に沿って既に対応しているもの又は対応を検討するもの】(4件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>現在、入国管理局がサーバメンテナンスに入り数日が経過するも一向に再開の気配がありません。WEBに状況を知らせる文なども掲載されておらず、利用者にとって不便である。そのため直接、「日本各地で有志により不法滞在者の疑いがある情報を収集し、入国管理局に通報リストを作成している。いつ受付再開するのでしょうか」と電話で問い合わせたところ、このような内容の返答でした。以下が概要です。</p> <p>「メンテナンス終了時期について、いつになるか不明ですとのこと。同じリストを大量に送り付けられても無駄です。再開については聞いておりません。リストの存在は認識しておりますが、多数が送られてきていて迷惑しています。」</p> <p>しかも、メンテナンスというのは方便であり、あえて上の指示で止めているというニュアンスの言質も見受けられた。受付窓口なのに、この程度の認識でいるのである。国民をなんだと思っているのか。どんな思いで通報という手段を用い、担当部署へと送った国民の一報の重さをまったく理解していない。</p> <p>現在、国際情勢もかなり不安定化、流動化していて、重要な部門に携わりながら危機感がまるでないのはいかがなものか。少しでもこの国が良くなるようにと思い、通報しているというのにこの有様。こんな有事・緊急の際の窓口の認識が甘く、横のつながりも適当では、万が一重大なテロ案件などが発生した場合などより一層直接対応する部署が混乱し対応が遅れてしまいます。</p> <p>この程度の認識であれば最初から無用かつ有害であり、入国管理局の窓口部門を閉鎖、人員整理(解雇求む)した上で独立した通報管理部門を公安調査庁などに一時的にでも設置されればそれで済むことではないでしょうか。</p> <p>このような対応する役人などこの国には必要ありません。早急かつ迅速な対応を望んでなりません。</p>	<p>入国管理局のホームページ及び職員の電話対応に関する御意見です。</p> <p>入国管理局ホームページの情報受付につきましては、メンテナンス実施のため、昨年10月30日から本年1月6日まで運用を一時停止しておりました。</p> <p>この間の御利用につきまして、御不便をお掛けしたこと、誠に申し訳ありませんでした。</p> <p>また、お問合せされた際の職員の対応につきまして、御不快なお気持ちにさせましたこと、遺憾に思います。</p> <p>入国管理局では、職員に対して、接遇研修等を実施するなど指導しておりますが、今回、お客様から頂いた貴重な御意見を踏まえ、誤解を招かないよう、正確で適切な案内を心がけるよう指導に努めてまいります。</p> <p>引き続き入国管理行政に対する御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>
<p>ネットで書籍を販売しておりますが、お客様から刑務所への配送が増えてきています。</p> <p>しかし、恥ずかしいのか住所に「刑務所」とは書かれておらず、各刑務所会計課からのお手紙から「刑務所宛だったのか」と分かるのが現状です。</p> <p>刑務所会計課からは特定記録での郵便で送られてきており、折り返しの封書・切手も同封されています。書籍の受け取りに「購入者氏名」「購入者住所」「購入者電話番号」「書籍のタイトル」等が必要との事ですが、こちらで分かるのは「配送先の住所」「購入者電話番号(たまたに刑務所の電話番号になっている)」「書籍のタイトル」くらいで、アカウント名がニックネームになっていないときはそれが購入者だと分かるくらいです。基本、メールでの連絡になりますが、購入者がメールを無視されると一切分からない状態となります。</p> <p>刑務所のお客様への書籍の販売には、特定記録と普通郵便料金と、人件費がかかっていますが、それをかからないようにして頂きたいと思えます。</p> <p>解決策として、例えば、ホームページの刑務所の住所記載のページに「郵便物を送る場合」のような感じで、ネット店での購入から、住所などの配送設定などの方法を大きく分かりやすく載せる。初期投資は必要になりますが、全国のそういった問い合わせの郵便料金を足していくと累積されればされるだけ、無駄な費用が発生していくため、事前に防いでほしいと思えます。</p>	<p>刑務所の差入物に関する御意見です。</p> <p>御意見をいただきました。刑務所の被收容者に対する差入物については、刑事収容施設及び被收容者等の処遇に関する法律において、「交付の相手方が受刑者であり、かつ、差入人が親族以外の者である場合において、その受刑者に交付することにより、その矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるものであるとき。」などには、差入人に対して引取り等を求める規定となっているため、受刑者と差入人の関係を特定し、所定の手続を執る必要があることから、照会について御協力をいただいているところであります。</p> <p>一方、インターネットの普及に伴う郵送差入物の増加傾向等に鑑みますと、今回頂いた御意見も含めた対応について検討する必要があると思われまますので、御意見については真摯に受け止め、今後の刑務所の運営等についての参考とさせていただきますので、今後とも刑務所の適正な運営のため御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>法務省ホームページの「法務省予算の執行に関するご意見・ご提案について」のページの「法務省の予算及び決算の情報はこちらへ」のリンクが切れています。</p>	<p>法務省ホームページに関する御意見です。御指摘を踏まえ、確認したところ、「法務省の予算及び決算の情報はこちらへ」のリンクが切れておりましたので、リンクを修正し、現在は是正されております。今後は、御指摘を受けることのないようにしてまいります。</p>
<p>非行少年の更生プログラムに園芸療法というものがあると知りました。そこで、犯罪者の再犯防止策・精神リハビリの一環として、食料生産をやらせてみてはいかがでしょうか。さらに、出所した者がそのまま就農を希望したときのために、その道筋も用意してあげれば、地方創生と食料自給率向上という二つの政策も同時進行できるかと思えます。再犯率が低下すれば、それは歳出減となるはずです。</p> <p>(上記と同旨 合計2件)</p>	<p>職業生活設計指導等に関する御意見です。現在、少年院においては、職業生活設計指導等として農園芸科を、また、刑事施設においても職業訓練として農業科をそれぞれ複数の施設で実施しているところ です。矯正施設における農業等の活用については、社会復帰、犯罪防止に向けた勤労意欲の養成や対象者の改善更生、社会復帰支援の観点から今後も拡大等について検討していく必要があると考えております。また、法務省では、親族や民間の更生保護施設等では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない刑務所出所者等を対象として、国が設置した一時的な宿泊場所(保護観察所に併設)を提供するとともに、保護観察官が直接、濃密な指導監督と手厚い就労支援により、これらの者の改善更生を助け、再犯を防止し、安全・安心な国や地域づくりを推進することを目的として、自立更生促進センター等を設置・運営しています。このうち、主として農業等の職業訓練を行う施設を「就業支援センター」と呼び、現在、北海道沼田町及び茨城県ひたちなか市に設置し、運営しています。「就業支援センター」では、主として農業等の職業訓練を実施し、就農による自立を支援するとともに、保護観察官による生活指導や社会技能訓練等を実施しています。今回、予算執行に関して頂いた御意見につきましては、真摯に受け止め、今後の参考にさせていただきます。</p>

現時点では対応困難なもの

(16件)

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】 (16件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>日頃のご業務お疲れ様です。 法務省は「ヘイトスピーチ、許さない」キャンペーンを実施しており、私もポスターを目にします。 しかし、「ヘイトスピーチ」とは具体的に何を指すのかがよく分かりません。 ポスターの記述では、「特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を見聞きしたことがありますか」と書かれており、これが定義かと思われれますが、意図を読み取ることは困難です。 また、在日米軍への暴言は「ヘイトスピーチ」と海兵隊幹部が発言し、これに対し民主党議員が「ヘイトスピーチではない」と反論した事例、産経新聞が安倍首相に対するデモを「ヘイトスピーチ」と評論した事例、フェミニスト論者であるアグネス・チャン氏が、自身に対する批判を「ヘイトスピーチ的事実無根な誹謗中傷」と述べた事例など、社会における「ヘイトスピーチ」という言葉の適用範囲は際限なく広がっており、その定義は揺らいでいます。これでは、何を「許さな」ければいいのか分かりません。 上記のような状況において、「ヘイトスピーチ」の意味が不明のままキャンペーンを実施しても効果が薄く、経費の無駄であると思われる。 キャンペーンを中止するか、言葉の定義を明確にした上でポスターに明記するべきだと思います。 どうぞよろしくお願ひ致します。</p> <p>(上記と同旨 合計4件)</p>	<p>ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動に関する御意見です。 近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。 近時、このヘイトスピーチが、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、更に社会的な関心が高まっている上、平成26年7月の国連自由権規約委員会による日本政府報告審査における最終見解及び同年8月の国連人種差別撤廃委員会による同審査における最終見解で、政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されています。 また、このような情勢の中、与党を始めとする各党や国会の審議においても、ヘイトスピーチに関する議論が活発となっています。 こうした中、法務省の人権擁護機関では、これまでの「外国人の人権」をテーマにした啓発に加え、こうしたヘイトスピーチがあってはならないということ、御理解いただきやすい形で表した、より効果的な各種啓発・広報活動等に積極的に取り組んでいます。 啓発活動については、様々な御意見があるところですが、今後とも、効果的・効率的な啓発活動の実施に努めてまいります。</p>
<p>千葉少年鑑別所へ面会に行きました。先生方が頻りにタバコを吸いに行く姿が見られました。面会を待っている間に3回以上吸いに来る先生もいて、いつ仕事をしているのでしょうか。それに事務室では先生方がいつも話しばかりしていて、とても仕事をしている雰囲気ではありません。市役所や区役所などでは職員は黙って働いています。タバコを吸いに行くのも少ないです。1日、1週間と積み重なったら、どれだけの時間になるのでしょうか。とても人件費の無駄だと思います。</p>	<p>職員の勤務時間中における喫煙等に関する御意見です。 御指摘を踏まえ、調査を実施したところ、勤務倦怠となるような事実は確認されませんでした。 なお、職員には、職務に専念する義務が課せられており、国家公務員として、いやしくも国民等から不信を抱かれることのないよう、自覚と責任感をもって職務に当たることが求められておりますので、御意見の趣旨にも留意しつつ、今後も機会を捉えて、職員に対し指導等を行ってまいります。</p>
<p>千葉刑務所に仕事で行く機会がありますが、そこで聞いた話です。近くの鑑別所では旅行に出かける費用や通勤の費用が不正に出されているそうです。法務省全体でも不正がまかり通っていて、あれこれと理由をつけて職員が遊びに出かけていると聞きました。マイルやポイントの蓄財はもちろん、出張費の水増し、カラ出張など、かなりあくどいことが行われているそうです。警察や他の省庁のように、もっと透明にならないものでしょうか。</p>	<p>矯正施設の予算執行に関する御意見です。 千葉刑務所の近隣に位置する少年鑑別所は千葉少年鑑別所のことであると思料されますが、御指摘を踏まえ調査を実施したところ、通勤手当及び出張に要する経費等について不正・不適切である支出は認められませんでした。 また、その他の矯正施設においても、業務上の必要に応じて出張しており、出張に関する費用の支出について、不正・不適切な支出はないと承知しておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。 なお、出張に際して航空機を使用する場合、個人に帰属するマイルの蓄財は禁止しております。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>早期に死刑を執行すべきである。死刑を執行しないことは、税金の無駄遣いである。</p> <p>(上記と同旨 合計3件)</p>	<p>死刑確定者に対する刑の執行に関する御意見です。</p> <p>一般論として、死刑は、人の生命を絶つ極めて重大な刑罰でありますので、その執行に際しては、司法の判断を尊重しつつ、関係記録を十分に精査し、刑の執行停止、再審、非常上告の事由等の有無等を慎重に判断し、これらの事由等がないと認められた場合に初めて死刑執行命令を発することとし、慎重かつ厳正に対処するものであることを御理解願います。</p>
<p>youtubeで下記タイトルの動画を視聴しました。「警察24時の裏 法務検察の間 正論を言ったら逮捕 法曹界で正義を貫くと悪者になる獣道を選択した検察の間 底の見え透いたデッチアゲ口封じ逮捕作戦の裏 逮捕監禁罪の主犯は検事総長」</p> <p>上記の動画にあるような裏金作り横領問題はまだ検察庁内部で行われているのでしょうか。</p> <p>行われているのであれば正していただきたいのと、過去あった不正に関しても明るみに出して処罰していただきたいです。</p> <p>というのも、国民の血税が公人を遊ばせるために使われるのは大変腹立たしいからに他なりません。</p>	<p>検察庁における予算執行に関する御意見です。</p> <p>検察庁における予算の執行において私的流用の事実はありません。</p> <p>今後とも検察活動に要する経費について適正に支出してまいります。</p>
<p>少年刑務所に入るような重大な犯罪を犯した少年は、善良な一般人が多大な金と時間と労力を費やして、やっと取得できる第二種電気工事士の資格を服役中に国の金を使って無試験で取得できる。</p> <p>これは、善良な一般市民から見れば到底納得できない「税金の無駄遣い」であると同時に、電気の知識は大いに犯罪に応用できることから、税金で再犯の犯罪者を育成しているようなものである。</p> <p>少年犯罪者の更生プログラムは、全て介護一本のみに統一すれば予算の削減になるし、介護業界の人材不足も解消できて一石二鳥だと思う。</p>	<p>刑事施設における職業訓練に関する御意見です。</p> <p>犯罪や非行をした者の多くは、基礎的な学力や仕事上求められる技能を身につけておらず、粘り強さや対人関係能力等が不足しているほか、前歴そのものによる制約があるなど、様々な問題を抱えています。</p> <p>また、刑事施設再入所者のうち、無職者が占める割合は有職者の数倍となっており、再犯防止のために就労の果たす役割は大きいものとなっています。</p> <p>そのため、刑事施設収容中から、就労に必要な技能を身に付けさせるための指導・訓練を推進するとともに、これらを活かして出所後直ちに就労できるよう、刑事施設における職業訓練・指導については、雇用ニーズに応じた職業訓練科目を調査し、就職につながる職業訓練等の取組を行っているところでありますので御理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>なお、今回、予算執行に関して頂いた御意見につきましては、真摯に受け止め、予算の更なる効率的執行に努めてまいります。</p>
<p>少年犯罪は再犯率が極めて高いので、少年法による保護措置は費用の無駄である。</p> <p>義務教育終了後の16歳以上を基準として、少年にも成人同様の厳罰を科せば再犯率が下がり、逆送致などの余分な手続きもなくなり、少年院などへの設備投資も減り、予算が大幅に削減できると思う。</p> <p>同様に可罰年齢も現行の14歳未満から、義務教育の中学生にあたる12歳未満に引き下げるべきである。</p> <p>犯罪者の住所・実名発表も12歳以上からで犯罪抑止になる。</p> <p>被害者は、性犯罪でない限り何歳であろうが住所・実名が報道されるから、法益の均衡にもなる。</p> <p>厳罰化による犯罪の抑止が結果的にコスト削減につながる。</p>	<p>少年法に基づく保護処分等の諸制度に関する御意見です。</p> <p>少年法に基づく保護処分等の諸制度は、同法の目的である少年の健全な育成に有効に機能しているものと認識しています。</p> <p>なお、法務省においては、少年法の適用対象年齢の在り方を含む若年者に対する処分や処遇の在り方について検討するため、「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」を実施しており、必要な検討を行っている所存です。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>日本の薬物犯罪の罰則は、初犯でも死刑になる他国に比べて極めて甘い。 薬物犯罪の罰則が甘いので、薬物犯罪の再犯率が極めて高く、更生に無駄な予算が使われている。 薬物の再犯者は、暴力団のカモであり、薬物犯罪の罰則の甘さが暴力団の勢力維持・拡張に寄与している。 薬物犯罪の最高刑を死刑にすることで、薬物犯罪を激減させ、暴力団を弱体化に追い込み、ひいては法務予算の削減につながると思います。</p> <p>(上記と同旨 合計3件)</p>	<p>薬物犯罪の罰則に関する御意見です。 薬物犯罪の対策については、政府全体の重要課題と位置付けられており、法務省といたしましても、関係省庁と連携の上、取締りの徹底や再犯防止等の観点から、最大限の努力をしております。 検察庁においても、引き続き、薬物犯罪に対して厳正な処分と科刑の実現に努めてまいります。</p>
<p>11月に法務省の方が、太宰府の施設の見学に来られるとの事ですが、公務なのでしょうか。 公務中の見学なら、前時代すぎと思います。</p>	<p>職員の出張に関する御意見です。 御指摘を踏まえ、調査を実施したところ、太宰府の施設見学を実施した事実は確認されませんでした。 今後とも職員の出張について適切に実施してまいります。</p>
<p>千葉地方法務局いすみ出張所に、戦後、勝浦市にあった法務局が火災になり、登記書類が焼失したことについて、詳しい年月日を相談員に聞いたところ、勝浦市に聞いてくれとの回答があった。 全く内容を理解出来ない人物を雇用する予算の無駄遣いは見過ごせない。</p>	<p>法務局職員の窓口対応に関する御意見です。 御意見・提案によれば、登記書類の焼失した年月日について法務局に尋ねたところ、勝浦市に聞いてほしいとの回答がされたことですが、同年月日については、千葉地方法務局いすみ出張所から既に回答済みであると承知しています。御意見につきましては、今後の法務局の行政サービスの参考にさせていただきますとともに、今後とも適正な予算の執行に努めてまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>千葉市内にある鑑別所に隣接するマンションに住んでいます。鑑別所の様子がよく見えますが、平日、制服を着たものが宿舎との間を何度も往復しています。仕事ではないのか、疑問です。時間は昼頃ではありません。9～17時頃で時間は定まっていますが、何度も見かけます。公務員の中抜けと呼ばれるもので、さぼりではないでしょうか。</p>	<p>職員の服務に関する御意見です。 御指摘を踏まえ、調査を実施したところ、勤務け怠となるような事実は確認されませんでした。 なお、平日の日中であっても、当直勤務終了後の職員宿舎への帰宅、職員宿舎地域を含めた警備・巡回又は職員宿舎維持管理上の点検等、業務上の理由により職員が鑑別所に隣接している職員宿舎地域に立ち入る必要があることは承知しておりますが、今後も同様の御批判を受けることのないよう、引き続き適切な指導等を行ってまいります。</p>
<p>平成22年3月に東京保護観察所で一般競争入札を実施した「事務用椅子の調達 一式」を落札した業者のようですが、その後の平成23年には3回もこの業者が入札の結果、落札しています。 独立行政法人JETROのホームページでこの業者と全く同じ住所の業者が入札不正で入札停止になっています。 入札に不正があり入札停止が事実なら、税金からの支払い停止になっても返さず短期間の入札停止で終わり他の行政からは仕事もお金ももらえない。監査もない。 税金で支払うもの行政法人の入札は不正をしてもいい特にやり得です。 他の行政法人や行政機関でも予定価格の90%前後で落札しているのもあまりにもおかしいと思います。 今後のこの業者の入札をどうなさるのか。 どう不正を行なった企業に法務省が対応するのかのお返事お待ちしております。</p>	<p>保護観察所の予算執行に関する御意見です。 JETRO(独立行政法人日本貿易振興機構)において御指摘の業者に対する入札参加資格停止措置が行われたのは平成27年6月5日から平成28年3月4日までの間であるところ、東京保護観察所(平成23年度以降の入札手続は関東地方更生保護委員会で実施)における入札手続において、入札参加資格停止措置を受けた者からの入札はなく、東京保護観察所(関東地方更生保護委員会)における調達は適切に行われたものと承知しています。</p>

意見・提案の概要	対応状況
<p>公務員用宿舎など税金で建設、維持管理、家賃を負担している。 民間の空きマンションを借りれば景気も良くなるのでは。</p>	<p>国家公務員宿舎に関する御意見です。 国家公務員の宿舎は、国家公務員の職務の能率的な遂行を確保し、国の事務及び円滑な運営に資するためのもの（頻度高く転居を伴う転勤等をする職員、居住場所が官署の近接地に制限される職員及び災害・テロ等を含めた事件・事故等が発生したときに緊急参集する職員など）であり、国家公務員宿舎法をはじめとした関係法令等に基づき、その設置及び維持管理等を行っています。また、宿舎の貸与についても、定められた貸与基準等に基づいて実施しています。 いただいた御意見につきましては、今後の参考にさせていただきますとともに、今後とも適正な宿舎の設置並びに維持及び管理等に努めてまいりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p>
<p>殺人罪の時効が撤廃されたが、そうなると未解決の殺人事件の捜査や証拠品・関係書類などの保管・管理は永久に行わなければならない。 殺人事件として認定されたものだけでなく、失踪者や自殺者が後に殺人事件と判断される可能性を考えると対象は膨大なものになり、予算も莫大になる。 大昔の遺骨などが突然出てきたとしても、殺人事件として考える場合はどうかという問題も出てくる。 そもそも、被疑者や遺族や関係者は、100年もすれば現在の医療技術ではほぼこの世からいなくなり、事件から100年後に犯人が分かったとしても、立件が不可能な上に遺族感情も満たされず、予算の無駄遣いではないか。 時間が経つほどに捜査員も世代交代し、事件関係者も高齢化したり存命しなくなるから捜査が年々困難になっていくだけである。 殺人罪にしても他の犯罪にしても、現在の医療技術では余裕を考えても200年を時効の上限とするのが常識的で無駄がない。 被害者・遺族感情も分かるが、現実的な法律に再度改正すべきである。 コールドスリープなどの医療技術が確立されて、関係者が200年を超えても生存できる可能性が出てから時効撤廃の再度改正をしても遅くない。</p>	<p>殺人罪における公訴時効の在り方に関する御意見です。 殺人罪の公訴時効は、平成22年4月に施行された刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律により廃止されました。 一般に、生命法益が侵害された場合には、時の経過による処罰感情の希薄化の度合いや事実状態の尊重の必要性は、他の法益が侵害された場合と比較して弱いものであると考えられること、科学的鑑定技術の進展等により、時の経過を経ても劣化しない有力な証拠が獲得できる可能性が相当程度見込まれること、人の生命を奪った殺人などの罪については、より長期間にわたって刑事責任を追及できるようにすべきであるという意識が国民の間でも広く共有されるようになったことから、そのような改正を行ったものです。 国会審議において、当時の千葉法務大臣は、時効廃止による捜査コストの増加を懸念する質問に対し、「公訴時効の廃止が仮になされたとしても、永久に捜査を継続しなければならないということではないというふうに考えております。捜査というのは、基本的には公訴の提起、そして遂行のために行うものですから、例えば犯罪のときから長時間が経過して犯人が当然死亡していると、こういうことが認められるような、そういう事情が明らかになったときなどは、公訴提起の可能性がなくなったわけですので、不起訴処分などによって捜査を終結すると、こういうことも考えられると思います。」と答えております。</p>
<p>民事裁判で勝訴しても、相手に十分な収入・貯蓄等の動産や不動産があるのに慰謝料及び養育費、賠償金が支払われず泣き寝入りするケースが圧倒的で、法治国家の根本が揺らいている。 「払わない者勝ち」を許さず、「法治国家」の体を守るためにも、マイナンバー情報による資産差し押さえができるようにすべきである。 民事裁判が形骸化してるので、裁判費用が無駄になっている。 山形県新庄市立明倫中学校のマット死事件の再提訴などは無駄の典型である。 これは、「個人情報保護」より優先される憲法に定める「公共の福祉」のためでもある。</p>	<p>裁判費用に関する御意見です。 強制執行を申し立てる際には、債権者が対象となる不動産や債権などの財産を特定する必要がありますが（民事執行規則第21条第3号）、債務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項）によってこれらの財産を特定することはできません。いずれにいたしましても、ご意見につきましては、今後の執務の参考にさせていただきます。</p>
<p>法務省の予算は半分がいい。 犯罪者と健常者をなぜ対等に扱うのか。 犯罪者に甘い過去の判例にいつまでもしがみつき、被害者を苦しめる日本の裁判。 お前たちに強い憤りを覚える。 お前たちに与える税金は半分がいい。</p>	<p>検察庁関連の予算に関する御意見です。 検察庁における予算は、検察庁の運営や検察活動を実施するために必要な範囲で適正に要求しており、その執行についても、会計法規にのっとった適正な執行に努めています。今後とも、検察庁関連予算について適正な予算要求・予算執行に努めてまいります。</p>

職員の意見・提案に対する対応状況(平成27年度下半期分)

現時点では対応困難なもの

(2件)

【意見・提案の趣旨に沿って対応することが困難なもの】 (2件)

意見・提案の概要	対応状況
<p>私が勤務しているさいたま地方検察庁では勤務時間中であるにも関わらず、検察事務官が喫煙所にたむろし雑談をしながら喫煙をしている。我々、公務員は税金で飯を食わせてもらっているのであり、勤務時間中は職務に専念しなければならないはずである。私は一人の事務官であり私から注意はできないため、勤務時間中の喫煙は控えるよう注意してもらいたい。</p>	<p>職員は、1日の勤務時間のうち、一定の時間、疲労回復や勤務能率の維持の目的から休憩を取ることが認められているほか、喫煙が個々人の嗜好に関わることであることに鑑みますと、全面禁煙とすることは困難であると考えられます。</p> <p>なお、職員には、職務に専念する義務が課せられており、国家公務員として、いやしくも国民等から不信を抱かれることのないよう、自覚と責任感をもって職務に当たることが求められておりますので、この度の御意見を踏まえ、勤務時間中においては節度ある行動を心掛けるよう、今後も機会を捉えて、職員に対し指導等を行ってまいります。</p>
<p>通勤に電車での通勤を申請し受給されている者が、電車ではなく私有車で通勤していた場合、不正受給に当たるのではないのでしょうか。</p> <p>さいたま地方検察庁では多くの方が不正をしています。調査願います。</p> <p>人を欺いて財物を交付させる行為はそれ自体が刑法第246条に規定されている詐欺罪にあたり、10年以下の懲役が課せられますよね。</p> <p>検察職員がルールを守れないのであればその職員を辞めさせてください。</p>	<p>御指摘を踏まえ調査を実施したところ、御意見のような通勤手当の不正受給の事実は確認されませんでした。</p> <p>今後とも、通勤手当を始め、各種手当について、適切な認定・確認に努めてまいります。</p>